

飯塚市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公
布する。

令和7年11月12日

飯塚市等公平委員会委員長 渡邊 敦史

飯塚市等公平委員会規則第3号

飯塚市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

飯塚市管理職員等の範囲を定める規則(令和元年飯塚市等公平委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前								
別表第1(第2条関係) (1) 本庁 (略) (2) 支所	別表第1(第2条関係) (1) 本庁 (略) (2) 支所								
<table border="1"><thead><tr><th>機関</th><th>職</th></tr></thead><tbody><tr><td>支所</td><td>支所長、課長、課長補佐</td></tr></tbody></table>	機関	職	支所	支所長、課長、課長補佐	<table border="1"><thead><tr><th>機関</th><th>職</th></tr></thead><tbody><tr><td>支所</td><td>支所長、課長、課長補佐</td></tr></tbody></table>	機関	職	支所	支所長、課長、課長補佐
機関	職								
支所	支所長、課長、課長補佐								
機関	職								
支所	支所長、課長、課長補佐								

備考 この表中「支所」とは、飯塚市支所設置条例(平成18年飯塚市条例第8号)第2条に規定する機関をいう。

備考 この表中「支所」とは、飯塚市支所及び出張所設置条例(平成18年飯塚市条例第8号)第2条に規定する機関をいう。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。